
2015. バンニング情報登録 (コンテナ・ブッキング単位) 呼出し

業務コード	業務名
VAN11	バンニング情報登録 (コンテナ・ブッキング単位) 呼出し

1. 業務概要

「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務に先立ち、システムに登録されているコンテナ情報等のうち、VAN業務に利用しうる情報を呼び出す。

（1）コンテナ番号等から呼び出す場合（呼出区分「A」）

システムに登録されているコンテナ情報及び貨物情報のうち、利用しうる情報を呼び出す。

（2）ブッキング番号等から呼び出す場合（呼出区分「B」）

システムに登録されているブッキング情報、ブッキング・コンテナ情報、コンテナ情報及び貨物情報のうち、利用しうる情報を呼び出す。

（3）仮コンテナ番号または社内整理番号から呼び出す場合（呼出区分「C」）

「バンニング情報予定登録（コンテナ単位）（VAP）」業務にて登録されたバンニング予定情報のうち、利用しうる情報を呼び出す。

なお、本業務で使用する仮コンテナ番号は、以下の番号とする。

- ①バンニング予定のコンテナ番号
- ②利用者が任意に入力する番号（番号体系：バンニング場所の保税地域コード + 4桁の任意の数字）
- ③システムにより自動で払い出される番号

2. 入力者

通関業、保税蔵置場、輸出入者、NVOCC、海貨業

3. 制限事項

1コンテナに対して、1業務で入力可能な輸出管理番号等*1は最大100件とする。

（*1）輸出管理番号等とは、輸出管理番号またはB/L番号（仮陸揚貨物）をいう。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

（A）呼出区分「A」（コンテナ情報呼出し）または「B」（ブッキング情報呼出し）の場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②バンニング場所がシステム参加保税地域*2の場合は、当該バンニング場所を管理する利用者であるか、または当該利用者があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業であること。
- ③バンニング場所が他所蔵置場所の場合は、「他所蔵置許可申請（TYC）」業務または「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務で他所蔵置許可申請者として登録された利用者であること。
- ④バンニング場所がシステム参加保税地域等*3以外の場合で、輸出貨物または積戻し貨物の場合は、貨物情報登録者*4または申告（予定）者であること。

（B）呼出区分「C」（バンニング予定情報呼出し）の場合

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②仮コンテナ番号が入力された場合は、VAP業務を行った利用者か、当該バンニング場所を管理する利用者であること。
- ③社内整理番号が入力された場合は、VAP業務を行った利用者であること。

（*2）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

（*3）システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域とTYC業務またはPSH業務で登録された他所蔵置場所をいう。

（*4）貨物情報登録者とは、「輸出貨物情報登録（ECR）」業務、「積戻し貨物情報登録（RCR）」業務または「システム外搬入確認（輸出許可済）（BIE）」業務で貨物情報を作成した利用者をいう。

- (2) 入力項目チェック
- (A) 単項目チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (B) 項目間関連チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
- (3) DB共通チェック
呼出区分「B」（ブッキング情報呼出し）の場合は、以下のいずれかのDBが存在すること。
・船会社コード及びブッキング番号に対するブッキング情報DB
・船会社コード、ブッキング番号及びコンテナ番号に対するブッキング・コンテナ情報DB
- (4) ブッキング情報DBチェック
入力された船会社コード及びブッキング番号に対するブッキング情報DBが存在する場合は、取消しされていないこと。
- (5) バンニング予定情報DBチェック
呼出区分「C」（バンニング予定情報呼出し）の場合は、以下のチェックを行う。
①入力された仮コンテナ番号（社内整理番号が入力された場合は、社内整理番号に係る仮コンテナ番号。以下同様。）及び、バンニング場所に係るバンニング予定情報DBが存在すること。
②入力された仮コンテナ番号及びバンニング場所に係るVAN業務が行われていないこと。
- (6) コンテナ情報DBチェック
呼出区分「A」（コンテナ情報呼出し）または「B」（ブッキング情報呼出し）の場合で、入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在する場合は、以下のチェックを行う。
①当該コンテナ番号及びバンニング場所に係るVAN業務、「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務または「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務（以下、「VAN業務等」という。）が行われていないこと。
②「CY搬入確認登録（CYA）」業務が本業務より先行している場合は、CYA業務で実入コンテナの旨が登録されていること。
③「船積情報登録（CLR）」業務により船積処理が行われていないこと。
④経路地が登録されている場合で、登録されている経路地がシステム参加保税地域である場合は、入力されたバンニング場所と同一であること。
⑤輸入コンテナとして登録されている場合は、再利用可能なコンテナであること。
⑥同一コンテナ番号での経路地は、5経路地以下であること。
- (7) 貨物情報DBチェック
呼出区分「A」（コンテナ情報呼出し）または「B」（ブッキング情報呼出し）の場合は、以下のチェックを行う。
①入力された輸出管理番号等に対する貨物情報DBが存在すること。
②輸入貨物でないこと。
③バンニング場所がシステム参加保税地域等の場合は、当該保税地域に貨物が蔵置されていること。
④入力された輸出管理番号等に対する総個数全量に対して、VAN業務等が行われていないこと。
⑤事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。
⑥輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。
⑦「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務により仕分親となっていないこと。
⑧「貨物取扱登録（仕合せ）（CHU）」業務により仕合親となっていないこと。

⑨PSH業務により以下の登録がされていないこと。

- ・亡失届受理
- ・滅却承認
- ・現場収容
- ・税関内収容
- ・その他の搬出承認

⑩貨物手作業移行されていないこと。

⑪貨物差止め登録がされていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) バンニング情報登録(コンテナ・ブッキング単位)呼出情報編集処理

ブッキング情報DB、ブッキング・コンテナ情報DB、バンニング予定情報DB、コンテナ情報DB及び貨物情報DBより、バンニング情報登録(コンテナ・ブッキング単位)呼出情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(3) 注意喚起メッセージ出力処理

呼出情報を元に登録内容をシステムに反映する場合は、再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
バンニング情報登録 (コンテナ・ブッキング単位)呼出情報	なし	入力者